

あなたの資産と家族についての

将来の不安 解決 できます!

遺言書や成年後見制度だけでは解決できないことの方が多いんだって!



- 認知症になったら私たちの資産は、賃料収入は守れるの?
- 財産のことで揉めないかな、子供には迷惑を掛けたくない
- 子供に会社を継がせて隠居したいけど自社株買取と税金が
- 相続不動産を兄弟で共有してるけど高齢になってきて心配に
- 親亡き後も障がいのある子を守るしくみを作っておきたい
- 同性婚だが相続させたい、将来親族に資産が渡るのは困る
- 子供が外国人と結婚 ~ 資産が海外に流れないか
- 高齢になってもペットと暮らしたい、守ってあげたい



お知らせ

法先務進

「愛情信託 (民事信託)」

とは上記の種々の課題を解決しあなたの思い通り、柔軟に資産承継を設計* できる「しくみ」のことをいいます

元気な時に作成しておけば、将来あなたが認知症や脳梗塞になって判断能力を失ってもまた相続が開始した場合でも財産も家族もペットも守ることができるので安心です

家族同士で契約できます
信託銀行の商品ではありません

あなた

愛情信託

信頼し、
財産を
託せる人



家族と資産を守る
思い通りの承継を実現
認知症対策にも



※民事信託は家族信託とも愛情信託とも呼称され、同じものです
* 信託法に基づき、我が国ではまだ数少ない専門家が設計致します

お問い合わせは

075-432-7274

K・I・S サービス

当社まで

提携先



LOVING TRUST

一般社団法人 愛情信託支援協会

アイエスセブン法務事務所

終活カウンセラー・上級インストラクター・信託法務士

代表理事
行政書士

中道一成